

(2)教科及び教科の指導法に関する科目
 高校一種及び中学一種「韓国語」の場合

令和8年度入学生用
 (外国語学部東アジア学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目		本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位			
必修科目		科目	必修	選択	
韓国語学	韓国語学概論Ⅰ		2	4(中学) 12(高校)	
	韓国語学概論Ⅱ		2		
	韓国語学研究(音声・形態)				
	韓国語文法Ⅰ				
	韓国語文法Ⅱ				
	韓国語史Ⅰ				
	韓国語史Ⅱ				
	韓国語学研究(統語・意味)				
韓国文学	韓国文学概論Ⅰ		2		
	韓国文学概論Ⅱ		2		
韓国語コミュニケーション	基礎韓国語ⅠA		1		
	基礎韓国語ⅠB		1		
	基礎韓国語ⅡA		1		
	基礎韓国語ⅡB		1		
	基礎韓国語ⅢA		1		
	基礎韓国語ⅢB		1		
	韓国語作文Ⅰ		1		
	韓国語作文Ⅱ		1		
	韓国語会話Ⅰ		1		
	韓国語会話Ⅱ		1		
	韓国語読解Ⅰ				
	韓国語読解Ⅱ				
	韓国語会話Ⅲ				
	韓国語会話Ⅳ				
	韓国語作文Ⅲ				
	韓国語作文Ⅳ				
	韓国語聞き取りⅢ				
	韓国語聞き取りⅣ				
	韓国語読解Ⅲ				
	韓国語読解Ⅳ				
異文化理解	韓国異文化理解Ⅰ		2		
	韓国異文化理解Ⅱ		2		
	海外研修Ⅰ(韓国語)				
	グローバルスタディーズ概論Ⅰ				
	グローバルスタディーズ概論Ⅱ				
教科に関する専門的事項 最低修得単位数			22+4 (中学)		
			22+12(高校)		
			26単位以上(中学)		
			34単位以上(高校)		
教科の指導法 注①	韓国語科教育法A		2	注②	
	韓国語科教育法B		2		
	韓国語科教育法C		2		
	韓国語科教育法D		2		
教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数			34単位以上(中学) 38単位以上(高校)		

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

注② 中学校『韓国語』の免許を取得する場合は、「韓国語科教育法A」、「韓国語科教育法B」、「韓国語科教育法C」及び「韓国語科教育法D」を修得しなければならない。又、高校『韓国語』の免許を取得する場合は、「韓国語科教育法A」及び「韓国語科教育法C」を修得しなければならない。